

平成28年12月13日 厚生委員会

市民生活部環境対策課

議案説明資料

- 1 議案第82号 田川郡東部環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び田川郡東部環境衛生施設組合同規約の変更について . . . P 1
- 2 議案第83号 田川市と大任町との間のし尿及びじん芥処理施設の建設に関する事務委託に関する事務の変更について . . . P 1

議案第 8 2 号 田川郡東部環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び田川郡東部環境衛生施設組合同規約の変更について

議案第 8 3 号 田川市と大任町との間のし尿及びじん芥処理施設の建設に関する事務委託に関する事務の変更について

1 改正理由

埋立処分施設の建設に関する事務について、当該施設の建設予定地である大任町が、建設費の財源を一括して借り入れることにより、各市町村の起債の借入れ負担の軽減を図るため、「埋立処分施設の設置に関する事務」を田川郡東部環境衛生施設組合が共同処理する事務から除いた上で、大任町に委託して実施しようとするものである。

2 東部組合同規約の改正の内容（第 8 2 号議案関係）

田川郡東部環境衛生施設組合同規約第 3 条に定める同組合が共同処理する事務について、「埋立処分施設の設置に関する事務」を「埋立処分施設の総合調整に関する事務」に改めるものである。なお、施行日は、平成 2 9 年 1 月 1 0 日である。

3 大任町への委託事務の範囲の変更（第 8 3 号議案関係）

田川市と大任町との間のし尿及びじん芥処理施設の建設に関する事務委託に関する規約第 1 条で定める大任町への事務委託の範囲について、「し尿及びじん芥処理施設の建設に関する事務」を「し尿処理施設、じん芥処理施設及び埋立処分施設の建設に関する事務」に改めるものである。なお、施行日は、平成 2 9 年 1 月 1 0 日である。

4 新旧対照表（別紙）

次頁のとおり

田川郡東部環境衛生施設組合規約新旧対照表

改正案	現 行																												
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町村に係る同表左欄の事務を共同処理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共同処理する事務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) じん芥処理施設の総合調整に関する事務</td> <td>大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町</td> </tr> <tr> <td>(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務</td> <td>大任町 香春町 赤村 添田町</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>埋立処分施設の総合調整</u>に関する事務</td> <td>大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町</td> </tr> <tr> <td>(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務</td> <td>大任町 香春町 赤村 添田町</td> </tr> <tr> <td>(5) し尿処理施設の総合調整に関する事務</td> <td>大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町</td> </tr> <tr> <td>(6) し尿処理施設の管理運営に関する事務</td> <td>大任町 香春町 赤村 添田町</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	市町村	(1) じん芥処理施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町	(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町	(3) <u>埋立処分施設の総合調整</u> に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町	(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町	(5) し尿処理施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町	(6) し尿処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町村に係る同表左欄の事務を共同処理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共同処理する事務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) じん芥処理施設の総合調整に関する事務</td> <td>大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町</td> </tr> <tr> <td>(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務</td> <td>大任町 香春町 赤村 添田町</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>埋立処分施設の設置</u>に関する事務</td> <td>大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町</td> </tr> <tr> <td>(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務</td> <td>大任町 香春町 赤村 添田町</td> </tr> <tr> <td>(5) し尿処理施設の総合調整に関する事務</td> <td>大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町</td> </tr> <tr> <td>(6) し尿処理施設の管理運営に関する事務</td> <td>大任町 香春町 赤村 添田町</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	市町村	(1) じん芥処理施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町	(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町	(3) <u>埋立処分施設の設置</u> に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町	(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町	(5) し尿処理施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町	(6) し尿処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町
共同処理する事務	市町村																												
(1) じん芥処理施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町																												
(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町																												
(3) <u>埋立処分施設の総合調整</u> に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町																												
(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町																												
(5) し尿処理施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町																												
(6) し尿処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町																												
共同処理する事務	市町村																												
(1) じん芥処理施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町																												
(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町																												
(3) <u>埋立処分施設の設置</u> に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町																												
(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町																												
(5) し尿処理施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町																												
(6) し尿処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町																												

し尿及びじん芥処理施設の建設に関する事務委託に関する規約新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>し尿処理施設、じん芥処理施設及び埋立処分施設の建設に関する事務委託に関する規約</u></p> <p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 田川市、添田町、香春町、川崎町、糸田町、福智町、赤村（以下「委託市町村」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を大任町に委託する。</p> <p><u>し尿処理施設、じん芥処理施設及び埋立処分施設の建設に関する事務</u>（地方債の起債を含む。）</p>	<p><u>し尿及びじん芥処理施設の建設に関する事務委託に関する規約</u></p> <p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 田川市、添田町、香春町、川崎町、糸田町、福智町、赤村（以下「委託市町村」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を大任町に委託する。</p> <p><u>し尿及びじん芥処理施設の建設に関する事務</u>（地方債の起債を含む。）</p>

最終処分場整備に係る参考資料

- 1 焼却灰の埋立とセメント化の費用比較（試算）について

・・・P 1

焼却灰の埋立とセメント化の費用比較(試算)

埋立		セメント化
前提条件	最終処分場の容量を100,000m ³ として想定 (8市町村の焼却灰(5,600m ³ /年)を20年間埋立てる)	1 8市町村の焼却灰発生量 5,600m ³ /年 × 1.34t/m ³ ≒ 7,500t/年 2 主灰と飛灰の発生割合(主灰:飛灰=3.3:1) 主灰:5,800t 飛灰:1,700t

項目		金額 (百万円)	備考	項目	金額 (百万円)	備考
建設費	事業費	3,000	①	※建設費は不要	0	
	交付金	1,000	① × 1/3 = ②			
	過疎債	2,000	① - ② = ③			
	交付税	1,400	③ × 70% = ④			
	実質負担額	600	① - ② - ④ = ⑤			

項目		金額 (百万円)	備考	項目	灰の種類	灰の量	処理単価	金額 (百万円)	備考
維持管理・処理委託	維持管理費 (水質検査 修繕料等)	1年	20 ⑥	処理委託 (1年)	主灰	5,800t	27千円	157	⑨
		20年	400 ⑥ × 20年 = ⑦		飛灰	1,700t	69千円	117	⑩
	小計						274	⑨ + ⑩ = ⑪	
				処理委託(20年)			5,480	⑪ × 20年 = ⑫	

合計(埋立)	1,000	⑤ + ⑦ = ⑧	合計(セメント化)	5,480	⑫
埋立・セメント化の差			△ 4,480 ⑧ - ⑫		

※埋立: 田川地区清掃施設組合の現最終処分場の維持管理費を参考にした

※セメント化: H26に実施した灰処理に係るアンケートを参考にした